

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公告します。

2025年6月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

調達管理番号	24a00408	
地域／国名	ミクロネシア	
調達件名	ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）	
主要機材名・仕様概要	主要機材名	消火訓練施設用機材及びシミュレータ
	取引条件	船積渡し及び仕向地渡し
	輸出者	JICA
仕様・数量等	機材仕様明細書を参照	
競争参加資格	公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。	
	日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。	
	契約事務取扱細則第4条に該当しないこと。	
	その他、業務仕様書に記載の参加要件に該当すること。	
入札・開札日時、場所	2025年7月31日 15時00分	
契約担当部署	国際協力調達部契約推進第三課 電話番号：03-5226-6643 メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp	
その他	必ず当機構ホームページに掲示している「入札説明書」を参照ください。	

調達管理番号(24a00408)

入札説明書
【電子入札システム対象案件】

2025年6月23日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本業務の入札は電子入札システムで実施し、提出書類の授受等入札手続きは電子入札システム経由となります。提出書類のメール送付、郵送及び持参は原則不可とさせていただきます。

1 公告日： 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり

2 契約担当役 理事

3 競争入札に付する事項

・ 件名：ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）

・ 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：

消火訓練施設用機材及びシミュレータ

(1) 取引条件：船積渡し及び仕向地渡し

(2) 輸出者：JICA

(3) 船積（空）港：日本国内港またはシンガポール港

(4) 納入期限：

船積渡し：契約締結日から9ヶ月

仕向地渡し：契約締結日から11ヶ月

(6) 業務完了期限：納入期限から3ヶ月

履行期間：契約締結日から15ヶ月

4 担当部署等

(1) 担当部署

郵便番号102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部契約推進第三課

TEL: 03-5226-6643

メール: e_sanka@jica.go.jp

(2) 書類の提出、授受方法

電子入札システム上で行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、**本案件は「工事、コンサル」に分類されております。**

お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下URLから電子入札システムポータルサイトへアクセスし4つ目の項目

「マニュアルなど」から「（新）物品の調達・役務の提供、機材調達等契約 操作マニュアル」のリンク先マニュアル6ページを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

5 本件入札に関する質問

(1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア. 質問受付期限および提出方法：以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。

様式 一般競争入札（海外向け機材）「質問様式（質問書）」

https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

送付先：e_sanka@jica.go.jp

メールタイトル：【質問】調達管理番号 2xaxxxxx_社名●●

イ. 注意:質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

本件については、機材仕様明細書に参考銘柄として記載しているもの以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログを添付して採用の可否につきメールで質問してください。

(2) 質問に対する回答は、別紙【手続・締切日時一覧】の日時に掲示します。

ア. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。

イ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされま

6 競争参加資格

(1) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 公告日において、令和04・05・06年度または令和07・08・09年度全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者（等級は問わない）

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

3) 輸出実績を有する者

4) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）

と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※ 留意事項：入札書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

(2) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人を言います。
- 2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - イ. 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。
- 3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 4) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者
 - ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、下記ウ. 提出方法のとおり電子メールより全省庁統一資格審査結果通知書(写)及び資本関係又は人的関係に関する申告書をPDFで添付して提出してください。なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。
 - ア. 競争参加資格申請書受付期間 : 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
 - イ. 提出書類 : 令和04・05・06年度または令和07・08・09年度審査結果通知書(全省庁統一資格)写し
資本関係又は人的関係に関する申告書
 - ウ. 提出方法 : 以下の様式をJICAホームページよりダウンロードして、メールでのご提出をお願いいたします。
様式 一般競争入札(海外向け機材)「資本的関係又は人的関係に関する申告書」
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
送付先 : e_sanka@jica.go.jp
メールタイトル : 【提出】調達管理番号2xaxxxxx_社名●●_競争参加申請書
- (2) 確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。
- (3) その他
 - ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
 - イ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4. を参照ください。

8 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

- (1) 当機構より競争参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由について説明を求めることができます。ご要望があれば「4. 担当部署等」までご連絡ください。

9 辞退書の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
辞退書提出期限：入札書受付締切予定日時まで
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) その他
 - ア. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。
 - イ. 辞退書に関する問い合わせ先は、上記4. 参照。

10 入札執行（入札）の日時

本入札において、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札書受付期間および開札日時： 別紙【手続・締切日時一覧】のとおり
- (2) 再入札の場合は、発注者からの連絡及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

11 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（受注者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

12 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
 - ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
 - イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
 - ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用
※輸送費には貨物海上保険料を含みます。また、保険付保規制国においても、日本国政府と相手国政府間との取り決めに基づき、「付保規制」の対象外になりますので、本邦保険会社による保険付保が可能です。手続きの際に、必要に応じ様式集の「貨物海上保険に係る通知」を本邦保険会社に提出してください。
 - エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。
- (4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消することができません。
- (6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/oversea/n_files/1201049_016.pdf
- (7) 入札保証金は免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書締切日時後に到着した入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 同一入札者による複数の入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 条件が付されている入札

14 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。
機能により落札者を決定します。

15 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順
 - 1) 開札までに行うべきこと
入札者は電子入札システムにより入札書締切日時までに入札金額を入力・提出します。
 - 2) 開札
入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。

3) 再入札及び不落随意契約交渉

- ア. 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようにお願いします。
- イ. 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。再入札を2回行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。
なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。
また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して辞退届を提出して下さい。

(3) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

1.6 内訳明細書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、入札会後に内訳明細書を提出してください。

- (2) 当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約に同意するものとみなし、当機構が契約書(案)を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。(契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)
なお、書面による契約を希望する場合は、落札後発注者へご照会ください。電子契約書の導入については次のURLをご参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/1515885_47198.html

- (3) 契約書(案)の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

ア. 電子契約書を利用して契約締結する場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

イ. 従来の紙で作成された契約書にて契約締結する場合

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

- (4) 雛型名称：仕向地渡し/船積渡し 混合版

- (5) 契約保証金は免除します。

1.7 契約締結後の提出書類等

- (1) 受注者は契約締結後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積書を発注者へ提出します(料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。)。なお、落札者は保険申込み及び保険料の支払いを行います。被保険者は当機構になります。
- (2) 受注者は、危険品及び温度管理品について、納品30日前までにその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (3) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、原産地証明、領事査証等、その他各種許可承認の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。
- (4) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用(倉庫料等)に関しては、受注者負担とします。
- (5) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (6) 危険品があるときは、受注者は納品30日前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

1.8 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則(以下、まとめて「輸出規制法規」という。)による輸出規制該当品の有無を確認し、納品30日前までにその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料(項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号(ECCN)等)を、納品30日前までに当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

19 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
 - ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
 - イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
 - ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
 - エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

20 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約
財産の買入れの場合、160万円を超える契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
次のいずれにも該当する契約相手方
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
(注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (3) 公表する情報
契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
 - イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。
- (5) 情報提供の方法
契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。
詳細は、次のページをご参照ください。
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

以上

様式集

<参考様式>

【入札手続に関する様式】

- 質問様式
- 資本的関係又は人的関係に関する申告書
- 共同企業体結成届
- 貨物海上保険にかかる通知

【契約締結に関する様式】

- 最終見積書
- 内訳明細書（機材仕様明細書）
- 契約書 船積渡し/仕向地渡し
- 機材調達契約約款
- 梱包条件書
- 輸送条件書 船積渡し/仕向地渡し
- 技師派遣条件書

【契約締結後の提出書類】

- 支払先口座届出書
- 輸出貿易管理令等調書
- 外国製品に関する調書
- 危険品・温度管理品の確認について
- 仕様変更届 受注者文書
- 仕様変更届 製造会社文書
- 輸送書類提出様式・受領書
- 輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。

- ・宛名：独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
- ・件名：ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）
- ・公告番号：24a00408
- ・公告日：2025年6月23日
- ・入札会：2025年7月31日

【手続・締切日時一覧】

2025年6月23日
独立行政法人国際協力機構

件名：ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）

- | | | | |
|---|----------------------------|---|----------------|
| 1 | 公告日
・入札説明書に対する質問の提出受付開始 | : | 2025年6月23日 |
| 2 | 質問受付期限 | : | 2025年7月3日 正午 |
| 3 | 質問に対する機構からの回答掲載（HP） | : | 2025年7月11日以降 |
| 4 | 競争参加申請書・入札書受付開始日時* | : | 2025年7月14日 正午 |
| 5 | 競争参加申請書・入札書受付締切日時* | : | 2025年7月28日 正午 |
| 6 | 入札会・開札日時* | : | 2025年7月31日 15時 |

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(総則)		
	General	1. 中古品は認めない。		
		2. 仕様欄において、「程度」と付記された数値は、その数値を中心値として、±10%以内の範囲を認める。		
		3. 電源を必要とする機材の電源仕様は、単相 AC120V、60Hzまたは三相 AC440V、60Hzであること。但し、各機材の仕様欄に電源仕様の記載がある場合にはそれに従うこと。		
		4. 電源を必要とする機材については、仕様書に記載の有無にかかわらず、機材を正常に作動させるために必要とされる資機材(電源ケーブル、変換プラグ、電圧変換器など)は、当該機材に含めること。単相の電源プラグタイプは、Aタイプであること。		
		5. 機材の電源プラグが指定のタイプに対応できない場合は、変換プラグの使用を認める。		
		6. 三相電源の機材は、特別に記載がない限り、電源ケーブルの先端は切断端のままで適切な保護処理をすること。		
		7. 各機材の(仕様)の中で、「電源：トランス対応可」もしくは「電源：AC120V、60Hz、単相、Aタイププラグ(トランス対応可)」と記載されている機材について、当該機材が現地電源電圧に対応できない場合、当該機材が正常に作動するために必要な定格容量を満たすトランスを含めること。トランスを含める場合、契約内訳書作成時に個々のトランスのメーカー名、型式、型番、および仕様(入出力電圧、定格容量など)を明記すること。		
		8. メーカー設定の標準付属品は、仕様欄に記載がなくとも当該機材の付属品として含めること。		
		9. 機材を設置し、同機材が正常に作動するために必要な資機材		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
0	総則	(据え付け部材、電源ケーブル、トランスなど)は、仕様欄に記載が		
	つづき	なくとも当該機材に含めること。		
		10. 機材2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、2-8、2-9、2-11、2-12につい		
		ては、消耗品の調達先の連絡先を資料(英文)として、機材		
		に同梱すること。		
2-1	可搬消防ポンプ	(仕様)用途:運搬可能で消防放水(吸水・放水)が可能なポンプ		
	Portable fire pump	及び吸水管、不純物除去用ストレーナ付		
		エンジンタイプ:水冷2気筒ガソリンエンジン		
		エンジン総排気量:630~810mL		
		エンジン出力:32~44kW		
		燃料タンク容量:11~24L		
		ポンプ放水口径:65mm		
		ポンプ吸水口径:75~90mm(75mm消防ホース吸水管に接続可能な		
		こと)		
		規格放水量:1.26m ³ /min 以上		
		始動方式:電動および手動が可		
		サイズ:770x750x830mm 以下		
		乾燥重量:100kg程度		
		(2-1)~(2-7)の接続全体図を提出のこと。		
		初期導入に際し接続関連で問題があった場合はオンライン		
		対応が可能なこと。		
		付属品:		
		取扱説明書(メンテナンスマニュアルを含む)(英文)(1部/セット)		
		吸水管:約6m,口径75mm,入出接続部(消防ホース)1個		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-1	可搬消防ポンプ	／セット)		
	つづき	ホリカコ：ホリフピレ製、呼称75mm (1個／セット)		
		ホリストレナー：ホリフピレ製、呼称75mm、紐付 (1個／セット)		
		参考銘柄 ① VE1500W (JIS)	トハツ	
		VE1500W (JIS)		2
		標準付属品：		
		工具バッグ (1個／セット)		
		プラグレンチ (1個／セット)		
		プラグレンチハンドル (1個／セット)		
		スパークプラグ BPR7HS-10 (1個／セット)		
		ポンピングプレート (2個／セット)		
		ヒューズ 15A (1個／セット) , 5A (1個／セット)		
		ハイフ部品 (1個／セット)		
		サーチライト (1個／セット)		
		自動充電器 (1個／セット)		
		取扱説明書 (メンテナンスマニュアルを含む) (英文) (1部／セット)		
		接続全体図 (英文) (1部／セット)		
		特別付属品：		
		消防用吸管 WS200M 75mm径	オサカコム	1
		媒介金具90mm消防スネジ x75mm消防スネジ		1
		白ホリカコ (75)ホリストレナー	オサカコム	1
		参考銘柄 ② FF500AS-A	シハラ防災製作所	
		FF500AS-A		2

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-1	可搬消防ポンプ	標準付属品：		
	つづき	根元媒介金具 (1個/セット)		
		吸水口ストレーナ (1個/セット)		
		工具 (1式/セット)		
		安全バブル (1個/セット)		
		ポンプ覆い (1個/セット)		
		点火プラグ (1個/セット)		
		ヒューズ (1個/セット)		
		自動充電器 (1個/セット)		
		取扱説明書 (メンテナンスマニュアルを含む) (英文) (1部/セット)		
		接続全体図 (英文) (1部/セット)		
		特別付属品：		
		消防用吸管セット SDH φ75×6m カゴ、ロープ、ストレーナ	櫻護謨	1
2-2	欠番	欠番		
2-3	消火ノズル	(仕様) 用途：消防員が消火活動において手にもって噴水する先端部		
	Fire extinguishing nozzle	ノズル		
		タイプ：ストレート		
		全長：565mm程度		
		材質：砲金製		
		接続形式：中島式		
		サイズ：65A x φ19		
		付属品：		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-3	消火ノズル	参考銘柄 消火ノズル 04N6519B	岩崎製作所	
	つづき	消火ノズル 04N6519B		2
		標準付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
2-4	3段式噴射ノズル先端	(仕様) 用途：消防員が消火活動において手にもって噴水する先端ノズルの噴射調整部分		
	3-stage injection nozzle tip	タイプ：3段噴射		
		材質：砲金製		
		呼称：65mm		
		検定：HK検定		
		付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
		参考銘柄 3段式噴射ノズル先端 05BCYL65B	岩崎製作所	
		3段式噴射ノズル先端 05BCYL65B		2
		標準付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
2-5	媒介金具	(仕様) 用途：消防ホース(2-1)から放水ホース(2-6, 2-7)へ水を供給する		
	Intermediate fitting	接続用金具		
		吸水側接続様式：消防ホースφ65mm		
		放水側接続様式：中島式65mm		
		材質：金属		
		付属品：		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-5	媒介金具	取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
	つづき			
		参考銘柄 媒介金具 特注	岩崎製作所	
		媒介金具 特注		2
		標準付属品 :		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
2-6	消火ホース	(仕様) 用途 : 消防ホース (2-1) から媒介金具 (2-5) を通して水を供給するホース		
	Fire hose			
		全長 : 5m程度		
		重量 : 1,590g程度		
		呼径 : 65mm		
		使用圧力 : 1.3MPa程度		
		付属品 :		
		65A中島式金具 (1個/セット)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		参考銘柄 ホース中島金具付 呼径65A	岩崎製作所	
		ホース中島金具付 呼径65A		2
		標準付属品 :		
		65A中島式金具付 (1個/セット)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-7	船舶用ホース	(仕様) 用途：消火栓から消火ノズル(2-3)へ水を供給する船舶用ホース		
	Marine fire hose	全長：20m程度		
		重量：4,860g程度		
		呼径：65mm		
		使用圧力：1.3MPa程度		
		付属品：		
		65A中島式金具（1個/セット）		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
		参考銘柄 HKマリンフールホース中島金具付 呼径65A	報商製作所	
		HKマリンフールホース中島金具付 呼径65A		2
		標準付属品：		
		65A中島式金具（1個/セット）		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
2-8	自蔵式呼吸具	(仕様) 用途：消防員が消火活動において使用するポンベ式呼吸具		
	Self-contained breathing	タイプ：デマント形空気呼吸器		
	apparatus	充填ガス名：空気		
		使用時間（40L/min呼吸時）：30分以上		
		携行空気量：1,200L以上		
		重量（一式）：15.6kg以下		
		最高充填圧力：14 Mpa以上		
		高圧容器内容量：6.8L以上		
		安全基準：FSS Code or EN137:2006		
		SOLAS準拠品であること		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-8	自蔵式呼吸具	付属品 :		
	つづき	ポンプ (3個/セット) (内2個は予備)		
		圧力計 (1個/セット)		
		フット式フェイスマスク (1個/セット)		
		呼吸管 (1個/セット)		
		現地コンプレッサ (Bk2. 0402 Dn2 Pn200/300の口金) で		
		充填が可能なアダプター (2基)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		参考銘柄 ① Sigma-2-PM Type 2 呼吸具本体 (ポンプ付)	3M	
		Sigma-2-PM Type 2 呼吸具本体 (ポンプ付)		5
		標準付属品 :		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		特別付属品 :		
		CYL-FWC-1860 EMPTY GLYINDER	3M	10
		参考銘柄 ② KS-8C自蔵式呼吸具	エア・ウォーター	
		KS-8C自蔵式呼吸具 (ポンプ付)		5
		標準付属品 :		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		特別付属品 :		
		コンプレッサ用充填アダプター-P102		2
		815V 予備ポンプ	エア・ウォーター	10

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-9	消防服一式	(仕様) 用途: 消防員を消火活動での防護するための防熱型消防服		
	Firefighter uniform	一式		
		消防服上下: (上下各1着/セット)		
		生地材質: 耐熱防火用アラミド繊維		
		承認規格: MED or HK		
		防火手袋: 消防活動用防火手袋		
		防火長靴: つま先に補強付長靴		
		消防ヘルメット: 消防活動用防火ヘルメット		
		サイズ: 全てXL		
		SOLAS準拠品であること		
		付属品:		
		収納バッグ (1個/セット)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		防火フット		
		参考銘柄 PS3789 Fire Ship Package	VIKING	
		PS3789 Fire Ship Package		1
		標準付属品:		
		消防服上下 (上下各1着/セット)		
		消防手袋 (1束/セット)		
		消防長靴 (1足/セット)		
		収納バッグ (1個/セット)		
		消防ヘルメット (1個/セット)		
		特別付属品:		
		フット PS3843	VIKING	1

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-10	安全灯	(仕様) 用途：消火活動における防爆安全な照明灯		
	Safety light	全長：182.5mm程度 最大外形φ50mm程度		
		重量：270g程度(乾電池含む)		
		国際規格：IEC60079 に準拠		
		安全防爆構造：ib II C T4以上		
		防塵防水規格：IP67以上		
		光源：白色LED		
		電力：1.5V7ルカリAA電池		
		点灯時間：連続12時間以上		
		最大光束：110LM以上		
		付属品：		
		ストラップ (1個/セット)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		参考銘柄 NSL-51防爆安全灯	日本船燈	
		NSL-51防爆安全灯		1
		標準付属品：		
		ストラップ (1個/セット)		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
2-11	消火斧	(仕様) 用途：消火活動における熱源の破壊具		
	Fire axe	材質：斧		
		全長：335mm程度		
		重量：900g程度		
		斧刃渡り：60mm程度		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
2-11	消火斧	とび首長：60mm程度		
	つづき	材質：金属		
		柄：絶縁ゴム付き		
		付属品：		
		ベルト装着用の革製ホルダーケース（1個/セット）		
		参考銘柄 トップマンとび（標準ケース付）	トップマン	
		トップマンとび		1
		標準付属品：		
		ベルト装着用の革製ホルダーケース（1個/セット）		
2-12	命綱	（仕様）用途：消火員を支える命綱		
	Lifeline	全長：30m程度		
		綱内芯：スチールワイヤ 3mm x 30m		
		綱外芯：綿ロープ 8mm x 30m		
		フック材質：金属		
		フック長：108mm程度		
		SOLAS準拠品であること		
		付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
		参考銘柄 STI-30	島田燈器工業	
		STI-30		1
		標準付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	(仕様) 用途：衝突防止のための判断力、対処法などレーダ-航法訓練		
	RADAR/ARPA simulator (Instructor)	用シミュレータ (教官用)。船員要件に係る国際基準 (STCW条約)		
		規定訓練に活用される。		
		適用規則及び基準：IMO決議及びSTCW条約		
		タイプ：コンピュータベース型		
		OS：Windows 10以上 (サーバ-コンピュータは、Windows Server		
		2019以上)		
		構成・数量：		
		サーバ 1式		
		教官部 1式		
		シミュレータ用ソフトウェア 1式		
		機能：以下の機能を有すること		
		(1) 演習シナリオ：以下の訓練が実施できること		
		1) 基本的な航行訓練		
		2) 狭水道通行訓練		
		3) 緊急避航訓練		
		4) 昼・夜間航行訓練		
		5) 狭視界航行訓練		
		6) 栈橋係船・離岸訓練		
		7) 投錨・揚錨訓練		
		8) 非常・救助訓練		
		9) 機関室操作訓練		
		(2) 演習モデル：以下の演習が設定できること		
		1) 訓練海域モデル：65°N ~65°S、180°E~180°W		
		2) 自船数学線形モデル：300種類以上		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	3) 他船数学線形モデル；船種は17種類以上、他船モデルは		
	つづき	300種類以上		
		(3) 海域モデル：以下の設定、表示が可能なこと		
		1) 3次元を模擬。視界模擬方式はCGI方式		
		2) フルテキスト・フルカラーで表現できること		
		3) 水平視野角1画面約40度切替えることで全方位が見		
		えること		
		4) 垂直視野角25度以上で切替えることで上下視野を		
		カバーすること		
		5) 画像更新；1/20秒程度以上		
		6) 船首、船尾、船橋中央及び両舷から見た視野の切替		
		えができること		
		7) 多種類のオブジェクトを視界画面上に表現できること		
		8) 公式海図と同等の情報（水深、灯質、航路など）を含		
		んでいること		
		9) 風速・風向、波高・波向、潮流速・向、視認距離、雲		
		などの要素を設定できること		
		10) 昼夜の移行に従い自然に風景の描写ができること		
		11) 太陽の高度の変更により昼夜の描写ができること		
		12) 主要天体（太陽、月、星座）の運動を表現できるこ		
		と		
		13) 投錨時の錨張力に影響する要素（底質、風、波）を		
		反映できること		
		14) 係留岸壁施設の設定ができること		
		15) 各種効果（バンク、狭水道影響、浅水影響等）の設定		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	ができること		
	つづき	16) 多種類のオブジェクト (他船、障害物、係留ブイ、航路標識など) の設定ができること		
		(4) 船型モデル: 以下の設定、表示が可能なこと		
		1) 自船 (船型モデル) の運動性能及び要目が表示できること		
		2) 3D空間での6自由度 (ピッチング、ローリング、ヒールング、ヤウイング、ヨーイング、スウェー) 船体運動を表現できること		
		3) 針路; 0~359度 (1度ステップ) で制御 (手動、自動、非常操舵) できること		
		4) 舵角・回頭角速度; 左右35度 (最大) とその効果が表現できること		
		5) 舵角追従遅れの模擬ができること		
		6) 主機レヴァラ; Full Ahead、Full Astern、非常主機運転操作ができること		
		7) 始動空気圧; 圧力変化表示		
		8) 機器警報; 舵機、主機、航海計器の故障入力と警報模擬ができること		
		9) 錨、係船装置; 停泊、岸壁係留作業の模擬ができること		
		10) 船舶の曳航; 他船に接舷、曳航索で他船の曳航訓練ができること		
		11) 航海情報の表示; 船位、船速、針路、水深、時刻などを表示できること		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	12) 信号の操作 ; 航海灯、灯火・形象物、発光信号、音響信号の操作・表示が視界画面と音響装置で反映できること		
	つづき	13) 擬音の種類 ; 自船及び他船の音響信号、投錨音、衝突音、エンジン音等を表現できること		
		14) 音響信号の操作 ; 手動及び自動 (法令通りの間隔で吹鳴すること)		
		(5) 教官部 : 以下の設定、表示が可能なこと		
		1) 各種設定はキーボードやマウスで行えること		
		2) 事前登録された訓練シナリオに従っての訓練海域の選択		
		3) 自船と他船の認識名、航路、海岸線、ブイなどのグラフィック表示		
		4) 訓練シナリオの編集作成は電子海図上で行い、多くの他船(50隻以上)を入力、作成できる。レーダーで100ターゲット追尾可能なこと		
		5) 作成された訓練シナリオを任意の箇所から高速プレイ(倍速~10倍速)で検証でき、不具合の調整・訂正ができる		
		6) 訓練シナリオを100件以上、テキストとして保存でき、再編集、別のシナリオとして登録し、演習実行できる		
		7) 訓練シナリオは時間、自船、他船設定、環境条件の変化など任意に設定変更できる		
		8) 訓練中に新規の他船入力、他船の位置、速度、針路や環境条件などの変更設定ができる		
		9) 訓練の開始、一時停止、再開ができる		
		10) 事前・事後説明機能 ; 視界映像、鳥瞰視界、電子海		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	図上で航路や船舶動静説明、レーダーとECDISの取扱法、		
	つづき	演習後評価ができる		
		11) 訓練中の自船、他船の監視ができる		
		12) 90分以上の訓練記録を10件以上保存、削除できる		
		13) 訓練記録の再生はリアルタイムと倍速～10倍速まで選択		
		でき、視界画面、操船操作、航跡が再現できる		
		14) 訓練評価機能；操船操作、航法違反、各種警報、航		
		跡の記録を表示して行える。自動評価/バックトラック機能を		
		有している		
		15) 無停電電源装置；装備。プログラム・保存データの保護		
		が可能なこと		
		16) 事前・後説明は、ブリーフィング全般として、レーダー、		
		ECDIS、鳥瞰視界及び模擬視界を大画面に投影し、そ		
		の操作、説明が可能なこと		
		電源：120V、60Hz、単相		
		付属品：		
		取扱説明書（英文）（1部/セット）		
		無停電電源装置（サーバ用）（1台/セット）		
		予備品：PC（1式/セット）、モニター24"（1式/セット）		
		メンテナンス；2年分の費用を含む		
		参考銘柄 Wartsila Navi-Trainer Professional Simulator NTPRO 6	WARTSILA	
		IT Infrastructure and Instructor Station		
		Wartsila Navi-Trainer Professional Simulator NTPRO 6		1
		IT Infrastructure and Instructor Station		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	標準付属品 :		
	つづき	取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		Type 0-PC (ECDIS-SRV) with Power Supply (100-220VAC)	TERRA	
		TERRA SERVER 3030 G5 (1式/セット)		
		Windows Server IoT 2022 Standard (16 Core) P1022095		
		(1式/セット)		
		Monitor 24" (ECDIS-SRV) XUB2493HS-B5 (1式/セット)	Iiyama	
		LAN switch 24 port 1 GB P1019335 (1式/セット)		
		Main instructor control and monitoring module		
		TR-S-NTP4-INS-SW01 (1式/セット)		
		Evaluation and Assessment Functionality Module		
		TR-S-NTP4-OSB-SW09 (1式/セット)		
		Tug and Mooring Functionality Module		
		TR-S-NTP4-OSB-SW18 (1式/セット)		
		Own Ship Model TR-S-NT-DB-OM (10式/セット)		
		Visual Exercise Area TR-S-NT-DB-EA (5式/セット)		
		Type 1-PC (ECDIS-INS) TERRA BTO PC (1式/セット)	TERRA	
		Windows 10 IoT Enterprise 2021 LTSC Value P1020555		
		(1式/セット)		
		Monitor 24" (ECDIS-INS) XUB2493HS-B5 (1式/セット)	Iiyama	
		Mouse USB TERRA Cherry Mouse Gentix USB (2個/セット)		
		Keyboard USB P0111345 (2個/セット)		
		UPS 1KVA for Server SRT1000XLA (1台/セット)	APC	
		Low Power Speakers S150 (1式/セット)		
		予備品 :		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-1	RADAR/ARPAシミュレータ (教官卓)	Type 1-PC TERRA BT0 PC	TERRA	1
	つづき	Monitor 24" XUB2493HS-B5	Iiyama	1
		メンテナンス:		
		メンテナンス費用2年分		1
3-2	RADAR/ARPAシミュレータ (自船卓)	(仕様) 用途: 衝突防止のための判断力、対処法などレーダ-航法訓練		
	RADAR/ARPA simulator (Classroom)	用シミュレータ (訓練生用)。船員要件に係る国際基準 (STCW		
		条約) 規定訓練に活用される。		
		適用規則及び基準: IMO決議及びSTCW条約		
		タイプ: コンピュータベース型		
		OS: Windows 10以上		
		構成・数量		
		自船部 5式		
		シミュレータ用ソフトウェア 5式		
		機能: 以下の機能を有すること。		
		(1) 自船のレーダ-部: 以下の設定、表示が可能なこと		
		1) IMO ARPA性能基準に準拠した機能を有する装置を模		
		擬できること		
		2) 実機を模擬した操作パネルを装備し、実機と同じ操作		
		ができること		
		3) 距離レンジ: 0.125~96NM		
		4) 可変距離目盛: 0.00~96NM		
		5) 電子カーソル: CENTER/INDモード		
		6) 表示モード: HEAD UP/NORTH UP/COURSE UP表示		
		7) レーダ-操作項目: 距離レンジスイッチ、表示モード、感度、海		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-2	RADAR/ARPAシミュレータ(自船卓)	(3) 視界再現部：以下の設定、表示が可能なこと		
	つづき	1) 1～5画面の液晶ディスプレイ（19～75インチ）を装備すること		
		2) 画面解像度；1980x1080以上		
		3) 画面視界；焦点から見る視界画面内物標の方位と演習上の位置方位の誤差は1度以内であること		
		4) フルテキスト・フルカラーで自然に近い表現ができること		
		5) 水平視野角1画面約40度（合計視野角200度以上）に設定可能なこと		
		6) 垂直視野角25度以上で切替え可能なこと		
		7) 船首、船尾、船橋中央及び両舷から見た視野の切替えが可能なこと		
		8) 画像更新；1/20秒程度		
		9) 海上衝突予防法及び海上交通安全法に定める船舶の灯火・形象物が表示できること		
		10) 訓練海域内視界は最新海域情報（陸地、島、空等）と同等であること		
		11) 3次元空間で6自由度の運動を視野画面で表現できること		
		12) 白昼、夜間、日没風景や日影の描写が訓練時刻の経過に従い表示できること		
		13) 視界制限距離の設定に従った視野を再現できること		
		14) 快晴、晴れ、曇り、降雨、降雪、霧、稲光等天候表現の変化を表現できること		
		15) 自船、他船の波切や入力された多種のターゲットをリアルに		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-2	RADAR/ARPAシミュレータ(自船卓)	表現できること		
	つづき	16) 係留索、錨鎖などの状態が画面で視認できること		
		(4) 操船部：以下の設定、表示が可能なこと		
		1) 左右35°の操舵性能を模擬できること		
		2) 主操舵装置の故障時に非常操舵切替操作により非常操舵が実施できること		
		3) 自動操舵設定機能を有し、設定進路での自動操舵及び設定旋回速度での新航路へ変針できること		
		4) 警報機により異常警報及び音響を発することができること		
		5) 操船モニター上で演習訓練に必要な操作、環境情報の表示、視界視野方向の切替え、操縦性能表の表示、係船機器操作、航海灯、信号灯、音響及び形象物の操作等を行えること		
		6) 機関レヴァルにより自船の速力及び機関回転数の制御ができること		
		7) 自船の汽笛、ゴング、ベル等の音響を手動及び自動制御により吹鳴できること		
		8) 船のタイプや回転数によりエンジン音の音質が変わること		
		9) 他船や他の物体からの音響(汽笛、ゴング、ベル)を表現できること		
		10) 自船、他船の汽笛は、国際条約で定められた周波数、個数、位置によること		
		電源：120V、60Hz、単相		

機材仕様明細書

ミクロネシア国 ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材

番号	機材名	仕様	参考銘柄 (メーカー名等)	数量
3-2	RADAR/ARPAシミュレーター (自船卓)	付属品 :		
	つづき	取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		予備品 ; PC (1式/セット) 、モニター27" (1式/セット)		
		メンテナンス ; 2年分の費用を含む		
		参考銘柄 Wartsila Navi-Trainer Professional Simulator NTPRO 6	WARTSILA	
		ECDIS Simulator Classroom x 5 Trainee Station		
		Wartsila Navi-Trainer Professional Simulator NTPRO 6		5
		ECDIS Simulator Classroom x 5 Trainee Station		
		標準付属品 :		
		取扱説明書 (英文) (1部/セット)		
		Conning (Conning Display) SW Module		
		TR-S-NTP4-OSB-SW01 (1式/セット)		
		RADAR/ARPA Simulation Module TR-S-NTP4-OSB-SW03		
		(1式/セット)		
		Visualization Channel 6000 Module TR-S-NTP4-OSB-SW41		
		(1式/セット)		
		NAVI-SAILOR 4000 Module TR-S-NTP4-OSB-SW40 (1式/セット)		
		VR Manovring Console (1式/セット)		
		Type 3-PC (BRx-Convis) TERRA BT0 PC (1式/セット)	TERRA	
		Monitor 24" (BRx-Convis) XUB2493HS-B5 (1式/セット)	Iiyama	
		Monitor 27" (BRx-Convis) XUB2792HSU-5 (1式/セット)	Iiyama	
		Low Power Speakers S150 (1式/セット)		
		Type 1-PC (BRx-NS) TERRA BT0 PC (1式/セット)	TERRA	
		Windows 10 IoT Enterprise 2021 LTSC Value P1020555		

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1) ケース・マーク (黒字)

College of Micronesia,
Fisheries and Maritime Institute



Colonia Yap, Micronesia

(インボイス番号)

C/No. (ケース番号/ケース数)

(2) サイド・マーク (赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

船積渡しの場合、以下のとおりとすること。また、仕向地渡しの場合、以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

●基本事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

●海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさと各梱包ケー

スをまとめること。

- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられるものにしておくこと。

以上

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向地までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 出荷国における輸出規制及び米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保（受注者の任意とする）
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 仕向港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 船積港 シンガポール港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港 ミクロネシア国 Yap Port
- (3) 仕向地：
（宛名）College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute
（住所）Abai village, Tomil municipality, Yap State, Federated States of Micronesia
- (4) 輸送対象機材
海上輸送：機材番号 3 RADAR/ARPA シミュレータ
- (5) 業務の範囲
仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。
（ア） 船齢は 15 歳以下

- (イ) 国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級を有していること
- (ウ) 国際総トン数1000トン以上
- (7) 積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合には、受注者の負担とする。
- (8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
 - ① 相手国における輸入通関手続き
受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。
 - ② 通関に日数を要した場合の保管料
通常に通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。
- (9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送
現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。
- (10) その他注意事項
機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウェイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送 : Bill of Lading *	正 3 部、写 2 部
② Invoice **	正 1 部 写 2 部
③ Packing List**	正 1 部 写 2 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書***	必要に応じて
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等****	必要に応じて
⑩ 非木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード (確定)	電子データ 1 部
⑫ 輸出許可通知書	正 1 部

* B/L は荷受人宛の船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodal) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券とすること。

** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*** 海上輸送の場合、出荷国の検量機関による検量を行い、必要に応じて検量証明書を提出すること。

**** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute

Person in charge: Mr. Tioti Bauro Teburea

Tel: +691 350 5244

Address: College of Micronesia-FSM

P. O. Box 1056 Colonia Yap, FM 96943

(Notify Party)

① JICA Micronesia Office, 2nd Floor Martin' s Building Kaselehlie Street, Kolonia, Pohnpei, FM 96941, The Federated States of Micronesia

Person in charge: Mr. Toshikazu NONAKA

E-mail: Nonaka.Toshikazu@jica.go.jp

Tel: +691 320 5350

② College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute

Person in charge: Mr. Tioti Bauro Teburea

Tel: +691 350 5244

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

以上

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向港までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 貨物海上保険付保
- (9) 経由国を通過するための諸手続き
- (10) 仕向港から仕向地までの内陸輸送
- (11) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 船積港 日本国内港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港 ミクロネシア国 Yap Port
- (3) 仕向地：
（宛名）College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute
（住所）Abai village, Tomil municipality, Yap State, Federated States of Micronesia
- (4) 輸送対象機材
海上輸送：機材番号 2
- (5) 業務の範囲
仕向地における荷卸しまで（仕向地でのデバンニング含む）
- (6) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、仕向け地に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
海上輸送にあたっては、受注者は原則次の条件を満たす船舶を手配しなければならない。
（ア） 船齢は15歳以下

- (イ) 国際船級協会連合（IACS）の正会員または準会員の船級を有していること
 - (ウ) 国際総トン数1000トン以上
- (7) 積替え条件
- 途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合には、受注者の負担とする。
- (8) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
- ① 相手国における輸入通関手続き
受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。
 - ② 通関に日数を要した場合の保管料
通常に通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上に日数を要した場合で、かつ受注者の責によらない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。
- (9) 仕向港から仕向地までの陸上輸送
- 現地の事情を踏まえつつ、内陸輸送エージェント、輸送手段、ルート、コンテナは買い取りか借り上げかなどについて比較検討の上、安全で効率的な輸送方法を選択すること。また、第三国の通過に必要な経由国での手続きについては、原則として受注者が行い、受注者の費用負担とする。
- (10) その他注意事項
- 機材に車両がある場合、内陸輸送中の自走は不可とする。指定倉庫受けから本船のエプロンまでの横持ちや RO/RO 船のランプウェイの昇り降り、トレーラへの昇り降りの際は運転可能とする。

3 貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

仕向港荷揚げ後 90 日

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送 : Bill of Lading *	正 3 部、写 2 部
② Invoice **	正 1 部 写 2 部
③ Packing List**	正 1 部 写 2 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑥ 検量証明書***	必要に応じて
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部
⑧ 領事査証	必要に応じて
⑨ 梱包材熱処理証明書等****	必要に応じて
⑩ 非木材証明書	必要に応じて
⑪ 輸送日程報告カード (確定)	電子データ 1 部
⑫ 輸出許可通知書	正 1 部

* B/L は荷受人宛の船積港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodal) B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*** 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、必要に応じて検量証明書を提出すること。

**** 経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute

Person in charge: Mr. Tioti Bauro Teburea

Tel: +691 350 5244

Address: College of Micronesia-FSM

P.O. Box 1056 Colonia Yap, FM 96943

(Notify Party)

① JICA Micronesia Office, 2nd Floor Martin' s Building Kaselehlie Street, Kolonia, Pohnpei, FM 96941, The Federated States of Micronesia

Person in charge: Mr. Toshikazu NONAKA

E-mail: Nonaka.Toshikazu@jica.go.jp

Tel: +691 320 5350

② College of Micronesia, Fisheries and Maritime Institute

Person in charge: Mr. Tioti Bauro Teburea

Tel: +691 350 5244

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

以上

技師派遣条件書

- 1 対象機材：機材番号3 RADAR/ARPAシミュレータ
- 2 業務内容：

対象機材の開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導、予備品・消耗品調達に係る情報提供
詳細は別紙のとおり。
- 3 技師の資格

据付技師は、メーカー所属の据付技師であること。
- 4 想定派遣人数、工数：

1名、現地合計7人日
 <内訳> 1) 据付作業技師 現地7日間
- 5 スケジュール（案）

日	業 務 内 容 (例)
1	技師所属先所在地出発
2	現地到着、開梱・検収
3	据付、動作検証、操作・保守指導、予備品・消耗品調達に係る情報提供
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	JICA在外事務所への報告、現地出発
11	技師所属先所在地到着

- 6 派遣手続き：
 - (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、
 宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
 ビザ取得：受注者が要否を確認して手配
 現地受入確認：要（発注者が現地に連絡する）
 - (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師

に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。

- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡する。記載情報の概要は次のとおり。
- ・派遣技師：氏名、連絡先等
 - ・所属先：緊急時連絡先等
 - ・派遣日程：旅程、業務スケジュール等
 - ・宿泊先：ホテル名、電話番号等
 - ・海外旅行保険：付保状況
 - ・JICA海外渡航管理システム（トコカン）：登録状況
 - ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNER Web安全対策研修受講状況
 - ・別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

7 契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ・旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

8 支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、仕向国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。

- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
- 1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
 - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
 - 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、JICAが提供している海外渡航管理システム（トコカン）に、技師の渡航情報を登録する。
 - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。
 - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
 - 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- (5) 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことができるものとする。

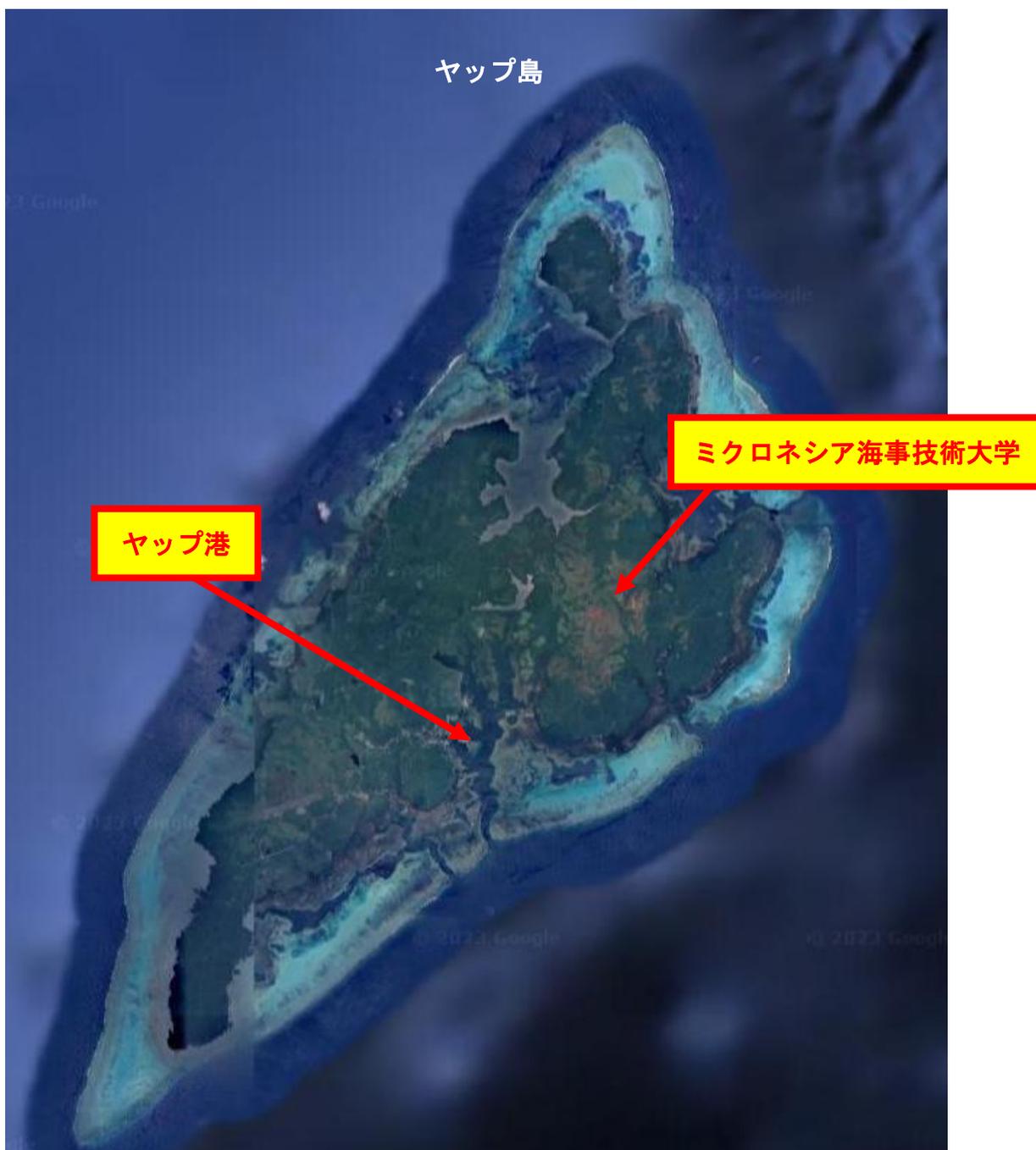
10 参考情報：

別紙 据付技師業務内容及び設置先位置図

以上

据付技師業務内容及び機材設置先位置図

調達機材はミクロネシア海事技術大学内に設置すること。RADAR/ARPA シミュレータの詳細な設置位置は後述のとおり。

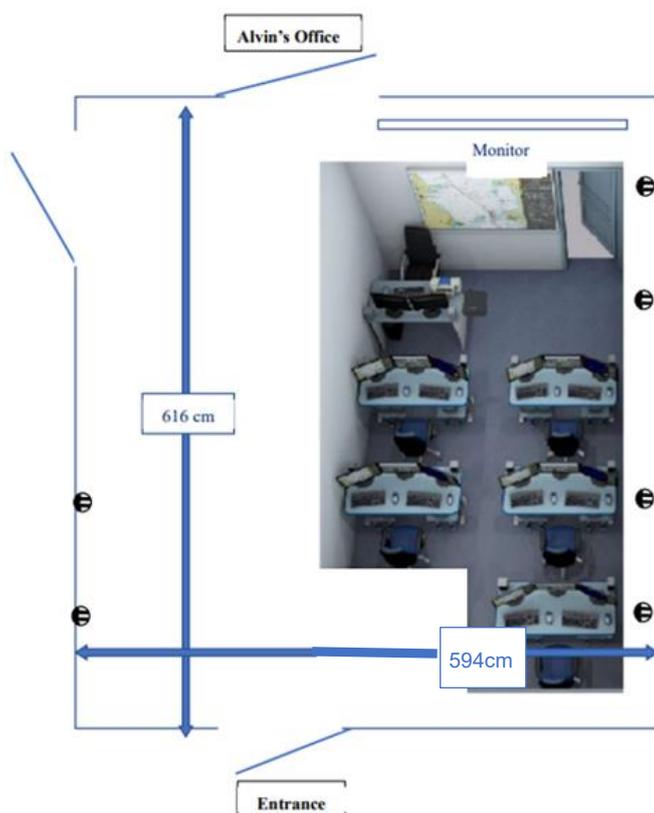


据付技師に求める作業内容は下記のとおり。

① RADAR/ARPA シミュレータの設置

大学内の教室に RADAR/ARPA シミュレーター一式を設置すること。

設置後のイメージは下記を想定している。



② RADAR/ARPA シミュレータの運用・維持管理指導

ミクロネシア大学の教官に対し、基礎的な RADAR/ARPA シミュレータの運用・維持管理指導を行うこと。

2000年〇月〇日

〇〇株式会社
役職 氏名 殿

独立行政法人国際協力機構
契約担当 理事
(押印省略)

ミクロネシア国向け 貨物海上保険にかかる通知 (案)

平素より当機構の事業にご理解ご協力いただき、御礼申し上げます。

下記機材調達契約における貨物輸送については、技術協力協定に基づき、仕向国法令に基づく保険付保規制の対象外であり、日本国法令に基づく保険付保が可能である旨通知します。

記

契約件名：ミクロネシア国水産海事学校能力向上プロジェクト向け機材（ロット3）（調達管理番号 24a00408）

仕向国：ミクロネシア

以上